



辰野町部活動地域展開推進計画

辰野町教育委員会



目 次

1. はじめに	P 1
2. 学校部活動の意義	P 1
(1) 部活動の意義	
(2) 部活動の位置付け	
(3) 部活動に係る課題	
3. 辰野町の現状と課題	P 2
(1) 部活動の現状	
(2) 辰野町の生徒数の推移	
(3) 教員の勤務実態	
4. 児童・保護者アンケート結果	P 4
(1) アンケート調査について	
(2) アンケート調査内容	
(3) アンケート調査結果	
5. スポーツ・文化団体アンケート結果	P 5
(1) アンケート調査について	
(2) アンケート調査結果	
6. 辰野町の方針	P 6
7. 新たな地域クラブ活動について	P 6
(1) 運営主体	
(2) 参加者	
(3) 地域クラブの役割	
(4) 指導者	
(5) 教員等の兼職兼業	
8. 活動時間及び適切な休養日等の設定	P 7
(1) 1日の活動時間	
(2) 週当たりの休養日	
9. 今後の取組	P 7
10. スケジュール	P 8

1. はじめに

少子化が進展する中、学校部活動をこれまでと同じ体制で運営することは難しくなっている。さらに専門性や意志に関わらず教職員が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定し、公立中学校において、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動のあり方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方を示した。

また、国のガイドラインを受けて、長野県では令和6年3月に「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」及び「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定した。

辰野町では、国や県の方針を受け「辰野町部活動地域展開推進計画」を策定し、学校部活動の段階的な地域展開を推進する。

2. 学校部活動の意義

(1) 部活動の意義

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する等、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会ともなっている。

部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有するとともに、生徒、保護者及び地域が学校への信頼を高めることにつながっている。

(2) 部活動の位置付け

中学校の学習指導要領（平成29年7月）に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、学校課程との関連が図られるよう留意すること。」と示されている。

部活動は教育課程外であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるように配慮する必要がある。

(3) 部活動に係る課題

①教員の業務負担の過多

部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置付けられている。

このため教員が勤務を要しない日の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられていることから、長時間勤務の要因となっており、特に指導経験がない教員には多大な負担となっているとの声もある。

3. 辰野町の現状と課題

(1) 部活動の現状

令和6年度（令和6年5月）現在、中学校で実施されている学校部活動は、運動系13、文化系4の17部である。今後、少子化に伴い、特に団体競技等では、中学校部活動のチーム単体では試合やコンクールに出場できない部活動も出てくることが予想される。

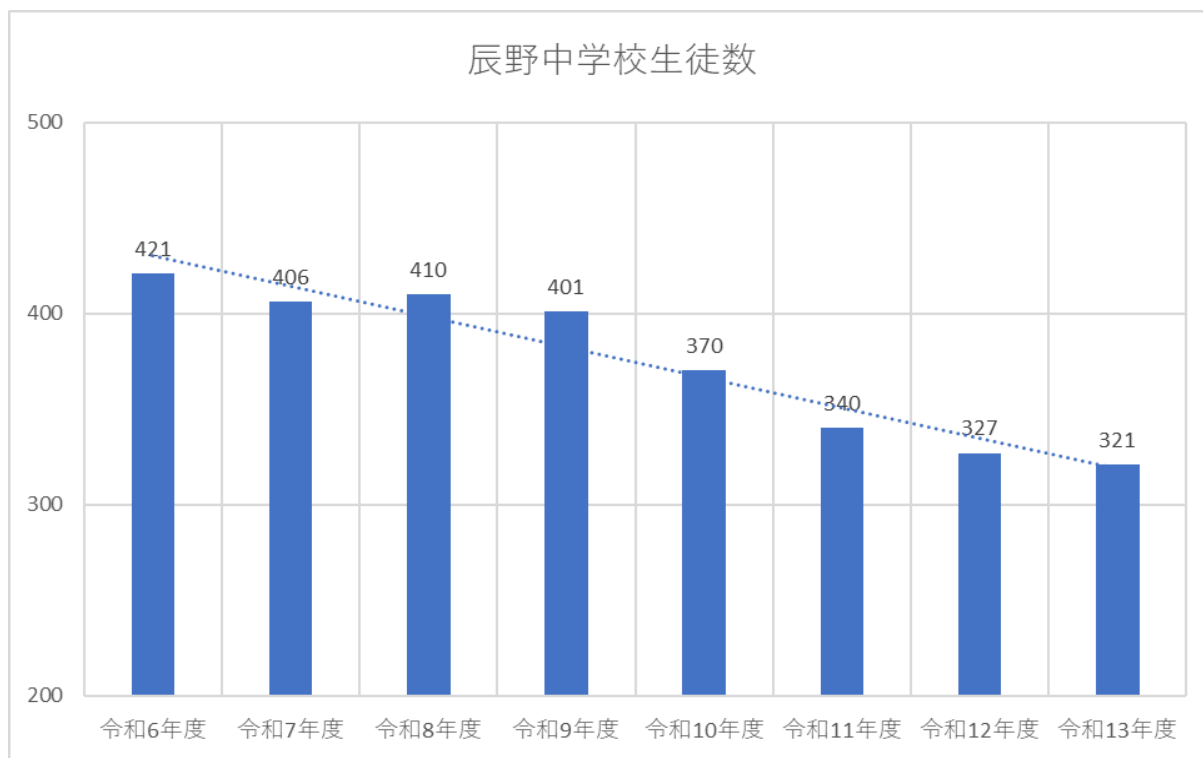
また、既に外部コーチを要請し、教員とともに指導を行っている部活動もある。

		1年		2年		3年		男子	女子	合計	外部コーチ		顧問の種目経験の有無（人数）		
		男	女	男	女	男	女	合計	合計		人数	指導日数 (週平均)	経験者	未経験者	他運動
1	野球	6	2	3	2	10	1	19	5	24	1	2	2	0	0
2	サッカー	3	1	11	0	4	2	18	3	21	1	2	2	0	0
3	男バスケ	7	0	6	0	5	0	18	0	18	なし		2	1	
4	女バスケ	0	11	0	5	0	4	0	20	20	なし		2	1	
5	男テニス	3	0	5	0	4	0	12	0	12	なし		0	1	1
6	女テニス	0	7	0	7	0	2	0	16	16	なし		0	1	1
7	男バレー	8	0	7	1	5	0	20	1	21	1	1	1	1	1
8	女バレー	0	11	0	8	0	6	0	25	25	なし		1	1	0
9	卓球	0	5	5	3	10	3	15	11	26	なし		0	2	0
10	剣道	0	0	0	0	1	1	1	1	2	なし		0	1	0
11	柔道	2	2	0	1	2	1	4	4	8	なし		1	0	1
12	陸上	6	2	2	3	7	5	15	10	25	なし		1	1	
13	水泳	2	1	0	0	1	1	3	2	5	なし	2	0	1	0
14	吹奏楽	1	2	0	5	1	4	2	11	13	1		1	1	0
15	合唱	0	1	1	2	0	7	1	10	11	なし		1	1	
16	美術	1	5	0	18	0	18	1	41	42	なし	0	1	0	0
17	情報技術	4	3	5	1	9	2	18	6	24	なし		1		

(2) 辰野町の生徒数の推移

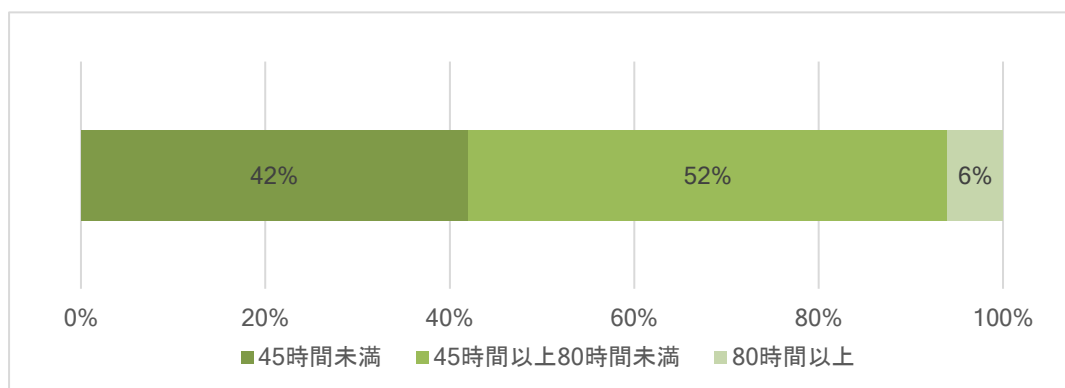
令和6年度（令和6年10月1日）現在、中学校に在籍する生徒は421人であるが、令和13年度には321人となり、およそ30%減少すると予測されている。

生徒数の減少に伴い、配置される教員数も減少することから、指導する教員の減少や、生徒の希望する部活動を受け入れる環境を維持することが困難な状況となり、特に団体競技については、部活動の存続が危ぶまれる。



(3) 教員の勤務実態

辰野町教育委員会の「令和5年度教職員の勤務実態調査」によると、中学校教員の約60%が1か月あたり平均45時間以上の超過勤務を行っており、教員の負担軽減が課題となっている。



4. 児童・保護者アンケート結果

(1) アンケート調査について

①調査の目的

部活動地域展開に向けて、児童、保護者の現状を把握する

②調査期間

令和6年9月18日～10月8日

③調査対象者

小学校5・6年生（277人に配布） その保護者

④回答率 85%

(2) アンケート調査内容

① 児童

ア. 学校（授業）以外のクラブ活動の参加状況について

イ. 部活動について

② 保護者

ア. 子どものクラブ活動の参加状況について

(3) アンケート調査結果

① 児童

町内の小学校5・6年生のうち、約80%が何らかの活動を行っており、そのうち約50%がスポーツ活動、約30%が文化芸術活動であった。

活動を行っている児童の内、約30%が上手になりたいという理由から参加しており、約27%が楽しいからと回答している。また、約16%の児童が、友達と活動ができることを挙げている。

これらの回答から、参加している活動には、技術の向上を目指して楽しみながら参加しており、友達との交流が動機となっている児童も、一定程度存在することがわかる。

これに対して、試合に勝ったり、賞をとったりすることを目標としている児童は約8%にとどまっている。

また、中学校に進学した場合、現在行っている活動を続けたいと考えている児童が約27%いるのに対して、ゆっくりしたいや、まだわからない等といった回答もある。また、休日には土日のどちらかの活動だけでいいとの回答もあることから、楽しみながら活動している中にも、若干の負担も感じている様子が伺える。

さらに、児童が今後やってみたいとする活動では、バドミントンが約28%と最も多かったにも関わらず、現在中学校では、バドミントン部がないといった現状もある。一方、地域クラブ活動があれば参加したいとの意向が示されており、学校部活動にない多様な活動について、地域クラブが重要な受け皿となることも判明した。

② 保護者

保護者に対する調査では、スポーツ・文化芸術活動を週 2～3 日、地域クラブ活動に所属して行っており、約 70%が休日にも活動を行っていることがわかる。さらに、そのうち約 23%が 1 日 3 時間以上の活動を行っており、平日仕事に従事している保護者が多くなっていることから、休日の活動に重点におく傾向も伺える。

また、平日のみ活動しているとの回答も約 37%あり、休日は家庭での時間や自分の時間を過ごしたいという意見も、一定程度存在することがわかる。

地域クラブ活動するメリットとしては、児童が希望する種目等の活動ができたという回答が約 28%あり、子どもの意思を尊重しながら活動を行っていることや、その結果、異学年との交流や友人が増えたことがよかった点と考えている保護者が約 24%存在した。また、健全育成についての効果についても約 24%の回答があり、教育的なメリットも感じていることが伺える。

これに対して、中学校の部活で期待するものは、約 23%の活動を楽しむことのほか、努力することの大切さや、礼儀や作法を学ぶ等、教育的な側面を期待する意見が多く見られ、地域クラブ活動とは異なる視点で部活動をとらえていることがわかる。

親の負担としては、地域クラブ活動に要する費用は 5,001 円から 10,000 円程度が必要とされ、中には 10,001 円以上を支払う家庭も約 18%存在しており、子どもの送迎とともに、支払う月謝等についても負担があることがわかる。

さらに、学校部活動を地域展開することについて、わからないと答えた保護者が、約 36%をしめ、地域展開に関する理解が十分でないことがわかる。さらに、その他の回答では、指導者に関する問題や、保護者の金銭的・時間的な負担が増加する事への懸念の声もあった。一方で、休日の部活動が地域展開した場合も、参加させたいとの声も約 50%にのぼり、その需要があることもわかった。

5. スポーツ・文化団体アンケート結果

(1) アンケート調査について

① 調査の目的

休日の部活動の地域展開に向けて、中学生を受け入れ指導する意思があるかどうか、もしくは、一緒に活動する意思があるかどうかの把握。

② 調査期間

令和 6 年 10 月 2 日～10 月 17 日

③ 調査対象

- ・町スポーツ協会（23 団体中、地区体協除く 21 団体に配布）
- ・町音楽協会、町美術会
- ・総合型地域スポーツクラブ（リュシオスポーツクラブ）

④ 回答率

スポーツ協会 61%

文化団体 100%

(2) アンケート調査結果

① 活動受け入れの意思

中学生を受け入れて指導する、もしくは、一緒に活動する意思があるとした団体は11団体存在するが、指導は行わず活動のみという回答も4団体あった。

指導者派遣なら対応できるといった意見も見られ、各団体での受入れ態勢の違いが明らかになった。

また、土日対応は難しいとの意見も数多く寄せられ、各団体とも現状では受け入れることが難しい状況である。

② 資格

中体連等の公式な試合への出場資格に、指導者資格保有を条件としている競技もあり、その資格を保有していない団体もあることから、今後資格取得に関する検討も必要となってくる。

6. 辰野町の方針

○ 基本的な考え方

辰野町では、教員の働き方改革や、少子化に伴う部活動改革を通じて、学校及び地域での、中学生世代のスポーツ、文化活動をより充実したものへと進化させていくこととする。まずは、学校と地域とが協力・連携し、令和8年度末を目途に、休日の部活動について地域展開を目指す。現在、組織されている運動系、文化系の団体を、受け皿として組織化を図り、辰野町の実情に合わせて柔軟に対応し、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域展開を進める。

しかし、種目、活動内容または各関係団体等によって事情が異なることから、段階的に進める。その間、中学生の部活動については活動の継続を保障する。

平日の部活動については、休日の状況を検証しながら取組を進め、将来的にはすべての部活動を地域展開する。

なお、持続できる仕組みを構築するため、参加者による費用負担を原則とする中で、経済的に困窮する家庭の生徒については、地域クラブ活動に関する費用の、就学援助等を活用した支援等を検討する。

7. 新たな地域クラブ活動について

(1) 運営主体

地域展開の受け皿となる地域クラブの運営団体・実施主体について、国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、民間事業者や大学等、あらゆるケースを想定していくとされている。

辰野町では、多様な主体が地域クラブ活動の運営団体となることを想定し、意欲ある団体のノウハウと創意工夫を最大限に活用しながら、多様な地域クラブ活動を展開する。

(2) 参加者

地域クラブへ参加する対象は、すべての中学生とし、学校部活動に所属していない生徒でも、自分の興味関心に応じて地域クラブ活動を選択して参加することができることとする。また、複数の地域クラブ活動に参加することも可能となる。地域クラブ活動への参加はあくまでも生徒の自由意思によるものであり、参加しないことによって不利益を被ることはない。

(3) 地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむために、地域クラブには持続可能な運営や安全で適正な指導が求められる。また、部活動が担っていた、異年齢の集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった教育的意義や役割を継承・発展する活動が期待される。そのため、地域クラブは国のガイドラインや本計画を遵守し、運営体制や活動種目を示した規約・運営方針を策定して、具体的な年間活動計画、収支、活動実績等と合わせて公表するものとする。

町は、地域クラブと連携して、スポーツ・文化芸術活動やレクリエーション活動等といった、中学生の多様なニーズに応じた活動を行う事ができる環境の整備を目指す。

(4) 指導者

地域クラブは、専門性や資質・能力を有する指導者の確保、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

また、技能技術だけではなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を実施する。

(5) 教員等の兼職兼業

地域クラブ活動での指導を希望する教員にとって、専門的な知識や知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができる等、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となる。指導に携わりたい教員は所定の兼職兼業の申請を行い、居住地において指導することが望ましい。

8. 活動時間及び適切な休養日等の設定

(1) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を原則とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 週当たりの休養日

学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。（学期中の土日に活動する種目は、平日は少なくとも2日以上休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に切り替える。）

9. 今後の取組

- 連絡協議会を立ち上げ、地域展開の基本的な考え方や具体的な進め方等について協議する。
- 事業主体、実施主体、運営主体等の組織の整備を図る。
- 指導者の質の保証を図りながら、指導者選定方法の構築や、教員の兼職兼業も含めた指導に関わる手続き等の円滑化に向けた取組を進める。
- 活動内容や活動日・休養日等の設定及び活動場所の工夫を進めながら、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、幅広い世代との交流も視野に入れる。

- 必要財源の確保方法について、様々な団体や機関が連携しながら、受益者負担と併せて保護者等の負担軽減も踏まえながら、検討していく。
- 活動における特性やこれまでの活動状況・ケガや事故の発生状況を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者や参加者等に対して適切な補償が受けられるようにする。
- その他の課題についても検討・修正しながら、環境を整備していく。

9. スケジュール

令和6年度【休日展開準備】

- 連絡協議会立ち上げ
- 推進計画の策定
- 休日部活動のモデルケース実施
- 関係者・団体との対話

令和7年度【休日展開準備】

- コーディネーターの配置
- モデルケースの検証・活動の拡大
- 課題整理
- 休日部活動の地域展開推進
- 関係者・団体との対話

令和8年度【休日展開開始】

- 休日部活動の地域展開推進
(平日部活動の地域展開検討)

辰野町部活動地域展開連絡協議会委員

No.	所属	役職	氏名
1	教育委員会	教育長	宮澤 和徳
2	スポーツ推進委員	代 表	吉沢 成江
3	スポーツ協会	会 長	池田 睦雄
4	NPO 法人リュシオスポーツクラブ	理事長	瀬戸 八州
5	音楽協会	会 長	林 龍太郎
6	美術会	代 表	原 美子
7	辰野高等学校	校 長	清水 敏
8	辰野中学校	校 長	中島 健
9	辰野中学校	教 頭	田中 清治
10	辰野中学校	部活動代表	梅澤 将寿
11	辰野中学校 P T A	会 長	中谷 和記
12	辰野町 P T A 連合会	会 長	翠川 俊一
13	教育委員会 学校支援課	学校支援主事	林 武司

事務局	教育委員会 学びの支援課	課 長	福島 永
	教育委員会 学びの支援課	課長補佐	山崎 貴弘
	教育委員会 学びの支援課	スポーツ振興係長	渡辺 貴江
	教育委員会 学びの支援課	スポーツ振興係	唐澤 千桜
	教育委員会 学びの支援課	部活動地域クラブ移行コーディネーター	茶城 啓二
	教育委員会 学びの支援課	地域おこし協力隊	西澤 歩夢

※今後、国及び長野県の指針やガイドライン等が改訂された場合などには、協議会等における協議の上、必要に応じて見直しを行います。